

措置状況の公表について

平成26年度定期監査の結果に基づき講じた措置について市長から通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成28年 1月 7日

高梁市監査委員 廣 兼 昭 夫

高梁市監査委員 小 林 重 樹

指摘事項の概要	指摘に基づき講じた措置の概要
<p>秘書政策課 「検討」</p> <p>①成羽有線テレビジョン（平成21年度をもって廃止）の使用料については、平成22年度の定期監査以降、毎回指摘しているように、未収金の解消に向けて積極的な姿勢で取り組まれない。</p>	<p>高梁市成羽有線テレビ使用料の債権については、平成26年度まで納付書送付や自宅訪問を行い、積極的に未納勧奨に努めてきたが、納付がなかったものは【公債権】として地方自治法(第236条第1項)を適用し、時効年数(5年)を経過したものを不納欠損処分としてきた。</p> <p>平成27年度においても同様に、時効年数(5年)を経過した債権を不納欠損処分の手続きを準備していたが、「不納欠損の取り扱いについて改善措置等の指示」(高梁市市税等滞納整理対策本部長通知(H27.4.8))により、高梁市成羽有線テレビ使用料の債権については、民間事業者と同様のサービスを提供している【私債権】として、時効年数は5年(民法169条)であるが、「援用」がない限り債権は消滅しないとの判断となったため、不納欠損処分を見送っている。</p> <p>しかし、現在まで同一人の債権については、【公債権】として地方自治法の適用し不納欠損処分してきた経緯、また、連絡・納付書送付等の未納勧奨を実施してきたが納付がなく、「援用」についても望める状況ではないため、今後の取り扱いについては、同対策本部に諮り、対応を検討している。</p>

<p>監理課 「検討」</p> <p>①消防用設備保守点検業務等の各市有施設において行われる委託契約について、その所管課により契約方法が異なっている。これは、契約に対する考え方が統一されていないことの表れであり、契約事務担当課として、今後の市としての契約のあり方について指針を示され、指示・指導を徹底されたい。</p> <p>②工事請負や委託契約における変更契約については、総括的事項（6）で意見したとおりであるが、契約事務担当課として、変更理由の審査を今一度厳正に行われ、契約締結事務の適正性を確保するよう監督・指導されたい。</p>	<p>現在、「高梁市随意契約ガイドライン」の改定に向け事務を進めており、その中で市としての契約のあり方について指針を示したいと考えています。</p> <p>「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成26年9月30日）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成26年9月30日）に基づき変更契約が適切に行われているか、適切に設計図書の変更が行われているか等の審査について契約事務担当課として、より一層監督・指導に努めてまいります。</p>
<p>農林課 「検討」</p> <p>①畜産業費負担金の未収金の早期解消に向けて、保証人への交渉を含め、積極的に対応されたい。また、徴収対応状況の記録については、滞納者とのトラブルを避ける観点からも適正に整備されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉記録を平成22年5月20日から付けている。 「自宅訪問」平成27年8月24日 「法律相談」平成27年8月28日 ・債権保持のため分納誓約書を作成中。
<p>学校教育課 「検討」</p> <p>①学校等での準公金（保護者からの徴収金等）を職員が自宅に持ち帰り管理している事例があり、不適切である。公金に準じた安全な管理方法を検討されたい。</p> <p>②松山高等学校の生徒は、城南高等学校の生徒が下校するまでの間、待機する場所がない状態である。登校直後の待機場所の確保を早急に検討されたい。</p>	<p>やむを得ず現金を集金する場合は、当日金融機関へ入金し、学校での現金保管は行わないよう校園長会等の場で説明、指導を行い、公金に準じた適正な処理に努めます。</p> <p>松山高等学校の生徒の待機場所については、城南高校の購買が午後3時で終了するため、松山高校の生徒が登校する午後4時から教室に入室可能となる午後5時20分まで間は、購買を待機場所として利用させていただいている。</p>